



# 歯周病検診を受診しましょう



～平成24年度歯周病検診受診券を配布しました～

対象者……………  
平成24年度内に  
20歳から60歳の  
5歳刻み節目年齢に  
到達する組合員

歯周病とは、歯を支えるいろいろな組織の細菌感染によっておこります。現代の日本人の約8割は歯周病にかかっているといわれており、50歳以上の方が歯を失う原因の中では、歯周病が90%を占められています。また、歯周病は歯を失うだけではなく、糖尿病や心筋梗塞などの心血管疾患等の生活習慣病を悪化させるなど全身疾患と関係するこわい病気です。いつまでも自分で食べる楽しみと健康を保つため、ぜひこの機会に歯とお口の健康チェックを受けましょう。



■ 検診期間 … 受診券配布後（平成24年6月中旬頃）から平成25年3月31日

■ 検診内容 … 歯周組織の検査、問診、指導

■ 検診料 … 4,000円（自己負担額 1,000円）

※ 検診当日、一旦全額の4,000円を窓口にお支払頂き、後日共済事務担当課を通じ「歯周病検診費用請求書」に必要書類を添付の上、本組合に請求いただければ共済組合負担額（3,000円）を給付金等振込口座に送金いたします。

## ボーナスは組合員貯金へ

夏のボーナスの活用方法はお決まりですか！？

海や山へのレジャーのあとは、しっかり貯蓄しませんか！！

上手な貯蓄をお考えなら、いつでも預け入れができ、高利回り（平成24年7月1日現在、年率1.2%）で安全な「組合員貯金」に決まりです。

### —— 組合員貯金未加入の組合員の皆さんへ ——

組合員貯金の利率は現在1.2%となっており、かなりお得になっています。また退職後に任意継続組合員になられた後も引き続き組合員貯金に加入することができます。

もし、組合員貯金に加入を希望されるのであれば、加入しようとする月の前月27日までに共済組合に報告が届きますように、共済事務担当課へ申し出ください。

なお、組合員貯金への加入月より、定例積立、ボーナス積立、臨時積立を利用することができますので、ぜひご利用ください。

## 平成24年4月1日より貸付制度の一部変更を行いました

### 1. 災害新規貸付の区分の変更

全国市町村職員共済組合連合会が運営する貸付債権共同保全事業が民間保険会社に移行したことに伴い、災害新規貸付を災害家財貸付と災害住宅貸付に変更しました。

### 2. 変更後の災害貸付の種類

- ・災害家財貸付…… 組合員の家財に係る水震火災その他非常災害による損害
- ・災害住宅貸付…… 組合員の住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害  
※家財又は住宅については、本組法定款第37条の規定による災害見舞金附加金の支給の対象となる損害に限り、住宅の敷地にあつては1/3以上の損害に限り、
- ・災害再貸付…… 現に住宅貸付又は災害住宅貸付を受けている組合員が居住する住宅又は住宅の敷地に係る災害による損害  
※地方公務員等共済組合法の規定による災害給付の支給を受ける場合に限り、住宅の敷地にあつては1/3以上の損害に限り、

### 3. 災害貸付の限度額及び貸付の単位について

- ・災害家財貸付…… 一の貸付事由ごとに給料の6月分に相当する金額（当該金額が200万円を越えるときは200万円まで）で、1万円単位とします。
- ・災害住宅貸付…… 住宅貸付の限度額に相当する金額（当該金額が1800万円を越えるときは1800万円まで）で、10万円単位とします。
- ・災害再貸付…… 住宅貸付額の2倍に相当する金額〔住宅貸付額の2倍に相当する金額（当該金額が1900万円を越えるときは1900万円まで）〕で10万円単位とします。

### 4. 抵当権の設定

住宅貸付又は災害貸付（災害家財貸付を除く）の借受人は、貸付金の対象となった不動産（土地及びその定着物）の購入又は工事が完了したときは、当該不動産について抵当権を設定しなければなりません。

### 貸付債権共同保全事業の払込金について

全国市町村職員共済組合連合会が行ってきました貸付債権共同保全事業につきまして、民間損害保険会社に移行したことにより、平成24年4月1日以降に発生する貸付事故については、債権の補てんのため、民間損害保険会社に保険金を請求することになりました。

このことにより、貸付債権共同保全事業への払込金（同事業における貸付事故者に係る補てんに要する費用の原資）の負担割合が平成23年度の100万分の109から126に増加しました。

また、この払込金率は、貸付事故率によって決定され、奈良県は全国の共済組合中でも1番高い払込金率になっています。

貸付事故者が増えることで払込金の増額という経費負担につながることも、また、共済組合における貸付金については、貴重な年金資金の積立金を原資にしていることを踏まえ、既に貸付けを借り受けられている方、これから貸付けをお考えの方におかれましては、ご自身の金融機関等からの借入状況や償還能力等を十分にご確認いただき、貸付事故防止等への一層のご協力をお願いいたします。